

世田谷区告示第155号

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条の規定に基づき許可貸与した次の臨時運行許可番号標は、紛失又は回収不能によりこれを失効としたので、世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則（平成4年7月世田谷区規則第86号）第9条の規定に基づき告示する。

令和8年3月16日

世田谷区長 保坂展人

1 紛失によるもの

世田谷総合支所許可分

品川69-24

品川74-72

烏山総合支所許可分

品川69-37

2 回収不能によるもの

北沢総合支所許可分

品川67-41

烏山総合支所許可分

品川69-30